

飼料用米の適正栽培管理支援

高島農業農村振興事務所農産普及課

【普及活動のねらい・対象】

西びわこ農協管内のH22年度の飼料用米作付面積は314aで、数戸の農家が畜産農家と契約され栽培が行われていました。しかし、今年度は、104.5ha、179人と栽培面積、農家数ともに大きく拡大しました。また、ほとんどの飼料用米が農協から全農経由で出荷されることとなりましたが、飼料用米としての適正な栽培基準が示されていませんでした。このような状況を踏まえ、飼料用米の適正栽培管理に向けた支援を行いました。あわせて、展示ほを設置し、低コスト栽培技術の実証を行いました。

【普及活動の成果】

(1) 栽培暦の作成・農家への提供

農協への出荷では主食用水稻後にカントリーを利用することとなるため、10月からの荷受を前提に、栽培暦について農協と検討を行い農家へ提供しました。立毛水分18%を目標に、9月中下旬を落水時期と仮設定し、今年度の結果を踏まえて修正していくことになりました。

(2) 栽培研修会の実施および看板の設置

7月27日に、高島市農業再生協議会と連携し、「飼料用米栽培管理および適正流通に向けた研修会」を開催しました。農産普及課からは、「出穂期以降の病害虫防除および落水時期について」説明を行いました。

また、栽培農家に対して、飼料用米のほ場ごとに設置する看板を配布し現地確認後収穫を実施するよう、飼料用米の適正栽培管理に向けた協力を求めました。

(3) 現地巡回の実施

基準収量の8割の収量が水田活用の所得補償交付金の対象基準のため、9月20日および9月26～30日にかけて高島市農業再生協議会と農産普及課で現地巡回を行い、栽培状況の把握を行いました。

(4) 展示ほの設置

今年度5haの飼料用米を栽培される担い手農家を対象に、耕畜連携を活用した堆肥利用および単肥使用による低コスト栽培実証ほを設置しました。概ね基準数量を確保し、肥料節減効果がありました。

(5) 今後に向けて

適正な栽培管理により、数名を除いては水田活用の所得補償交付金の対象となる基準収量の8割を満たすことができました。また、展示ほ結果より、牛糞堆肥や単肥の利用による低コスト化も実証されました。今後は、さらに飼料用米の作付が増加すると予想されるので、引き続き関係機関と連携しながら技術支援を行っていきます。



研修会風景